

平成 25 年度 事業計画

基本方針

東日本大震災から 2 年を経過し、復興への取り組みは進められているものの、就労、住居など生活の基盤となる問題等、山積しているのが現況です。そのような中、昨年 7 月本県でも、熊本広域大水害が発生し、改めて防災意識や地域コミュニティの構築を再確認させられた年でもありました。今年度は、熊本県・荒尾市防災訓練が開催されます。その中で本会は、ボランティアグループや見守り活動実施地区等の協力を仰ぎながら、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施いたします。

また、今年度は、指定管理受託の最後の年となり、平成 26 年度からも再度管理運営を任されるよう、3 施設の健全運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、他事業所が年々増加していく中、厳しい経営状況が続いておりますが、職員の資質向上に努め、利用者の皆様に対してより良いサービスを提供することで、新規利用者の獲得に繋げてまいります。

平成 25 年 4 月から障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わりますが、本会が取り組んでいる事業にはほとんど影響がないため、従来通り利用者の皆様に喜んで頂けるような施設運営、及びサービスの提供に努めてまいります。

収益事業である市民病院内売店の経営につきましては、平成 24 年度より実施した営業時間の延長や特売日の実施等、今後も出来るだけお客様のニーズ及び利便性に応えられるよう努力してまいります。

最後に、運営費補助金の確保が厳しい中、本会としては、地域福祉を推進する社協の役割を十分に発揮して、ささえあいのしくみづくりを地域と協働して推進し、市民に信頼される福祉サービスを展開してまいります。

各事業の取り組み

◆地域福祉サービス

(1) ささえあい活動推進地区

○サロン活動

- ・サロン登録数を年間5ヶ所増やします。特に設置個所の少ない地区に積極的な働きかけを行います。(地域福祉活動計画 基本目標1)
- ・現在、実施されている団体等により活動に取り組んでいただけそうな団体を紹介してもらい、登録数の増加を目指します。
- ・社協だより、ホームページにサロン活動の様子を頻繁に掲載し、広く市民の目に留まるようにして、サロン活動を啓発します。
- ・実施団体に対する支援の強化を図ります。具体的にはプログラムやその他情報の提供に力を入れていきます。(地域福祉活動計画 基本目標3)

○見守り活動などの地域ささえあい活動

- ・見守り活動、買い物支援などのささえあい活動実施地区を年間5ヶ所増やします。ささえあい活動に対する助成のあり方と導入を検討し、26年度よりまちづくり事業を統合していく予定です。
- ・地域とつながりを作ることのできる仕組みを整えます。歳末たすけあい事業を利用した助成事業を実施するなどしてさらに多くの区とつながりを作ります。(地域福祉活動計画 基本目標2)

○福祉委員

- ・地域への情報収集、提供活動の強化と研修を通じた資質の向上を行います。25年度は介護保険に関する研修を年間のテーマに活動を行う予定です。述べ活動件数は年間1万5千件以上を目指します。
(地域福祉活動計画 基本目標1)

○広報活動

- ・社協だより、ボランティア情報、サロンかわらばん、福祉委員かわらばんなどの紙媒体によるものと、ホームページなどの電子媒体によるものの両方から広報活動に力を入れ、若年層と老年層両方の取り込みを狙います。
(地域福祉活動計画 基本目標3)

(2) ボランティア活動の振興

○ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア情報の発行などにより、ボランティアの需給調整機能の強化を図ります。年間30件以上のコーディネート数を目指します。
- ・個人ボランティアの把握と登録数を10名以上増やします。
- ・ボランティア啓発活動による新規ボランティアグループの掘り起しを行います。年間の目標として2グループを目指します。
- ・現在登録いただいているボランティアグループへの支援を強化します。

○災害時のボランティアへの対応

- ・今年度災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。(新規)
- ・荒尾市が推進する自主防災組織と社協が進める地域の見守り活動との連携を図り、災害時においてスムーズに活動できる地域づくりの啓発を行います。

◆総合生活支援サービス

○地域福祉権利擁護事業

- ・契約者の高齢化が進み、権利擁護事業での対応が難しくなっており、それに対応できるよう、成年後見制度(法人後見)の受任を視野に入れて進めていきます。
- ・今後の法人後見の立ち上げや取り組みについて、市福祉課、包括支援センターと連携し取り組んでいきます。

○生活福祉資金の貸付

- ・現在滞納している世帯について、償還指導を進めます。
- ・生活福祉資金利用世帯の生活状況及び、直近2年間の償還状況を踏まえケースに応じた償還方法で償還を促していきます。
- ・払込票の配付方法や担当民生委員との連携についても工夫していきます。

○福祉資金(生活資金)の貸付

- ・現在、生活保護(申請・受給)世帯の利用が9割を超えていますので、生活保護係と連携を図り、聴き取り業務や書類記入等の簡素化、業務の分担を協議していきます。
- ・当協議会貸付と生活保護制度の狭間におかれている世帯が増加傾向にありますので、それらの困窮世帯への対策を福祉課、包括支援センター等関係機関と共に協議していきます。
- ・ただ、お金を貸付けるだけでなく、世帯の更生、困窮からの脱却に繋がる支援を研究協議していきます。

○心配ごと相談事業

- ・前年度に引き続き、司法書士による相談を毎月1回開催します。

○高齢者、障がい者訪問理美容サービス事業

- ・対象となる方々に事業の周知を図るため、社協だよりやホームページ等の広報媒体をフル活用していきます。

○行事用備品の貸出し

- ・地域や各種団体等の行事などに大鍋や炊飯器等を貸し出します。
- ・本会が保有する印刷機を実費で利用できるようにしています。地区、関係団体の資料作成等で、積極的に利用されるよう周知していきます。

○福祉機器の貸与事業

- ・ギャッジベッド、車椅子などの福祉機器を貸与します。
- ・各事業所のケアマネージャーや病院のソーシャルワーカーに周知を徹底します。

○福祉給食事業

- ・利用者にアンケートを実施し、利用者の意見や要望に応えられるメニュー作りに取り組みます。
- ・センター利用者には、毎月季節に応じたイベント食を提供します。

◆在宅生活支援サービス

(1) ヘルパーステーション

○居宅介護支援事業（介護保険事業）

- ・勉強会、研修会へ積極的に参加して、自己研鑽を高め、事業所のレベル向上に努めます。
- ・利用者の住む地域の民生委員、福祉委員、各医療機関との連携を深め連絡、相談、報告を密に行っていきます。
- ・広報誌さわやかを継続して発行し、事業の周知を行っていきます。

○訪問介護事業（介護保険事業）

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護（障害者総合支援事業）

○移動支援（地域生活支援事業）

- ・ヘルパーの資質向上に取り組みます。具体的には介護福祉士資格取得者を1名以上増やし、内部研修・外部研修への参加をより多く行います。

○訪問入浴介護事業（介護保険事業）

○移動入浴（地域生活支援事業）

- ・訪問入浴のサービスがどういったものか分かりやすくしたチラシを作成し、荒尾市及び荒尾市周辺の事業所等に周知を図っていきます。

○地域介護予防支援事業

- ・地域の介護予防、交流活動の促進、または二次予防事業修了者の受け皿作りとして、今年度も本事業を積極的に進めてまいります。
- ・今年度、新たに8地区・団体等へ週1回の支援を予定しています。
- ・本事業に取り組む地区・団体等の支援は、支援期間を設け、支援期間が終了した地区・団体については月1～2回のフォローアップを行い継続した支援を実施いたします。
- ・既存地区・団体等の活動をまとめたチラシを作成し、継続支援を行います。
- ・サロンや地区において支援内容のデモを行い、活動の周知を行います。

（2）交流拠点あおば

○老人デイサービス事業

- ・近隣地域等において、チラシの配布や事業所見学、事業の体験利用等の周知を図ります。
- ・年末に実施しているお楽しみ会に近隣住民を招待し、近隣住民との交流の場を作ります。
- ・利用者に最適なサービスを提供できるよう、内部研修、外部研修に参加して職員の知識・技術の向上を図ります。

○介護予防事業（運動器の機能向上）

- ・高齢者の健康な身体づくりのため筋力アップ体操を継続して実施します。
この事業を拡げていくために荒尾市と協力して周知を図り、より多くの市民に利用して頂けるよう努めます。

○学童保育事業

- ・研修への参加、職員間のミーティングを充分に行い、指導員も技術向上を図ります。
- ・高齢者等に年賀状の発送や手作りおやつ（食事）の配布、または招待し、地域住民との交流を促進していきます。
- ・保護者の相談受付け、また保護者及び学校三者との連携、情報交換会を行っていきます。
- ・学童及び保護者に「障がい」への理解を深めていただくため、「月のお便り」への掲載、またアンケートも行っていきます。

○一時預かり事業（自主事業）

(3) ふれあい福祉センター

○生活介護事業

○地域活動支援センター

- ・ 行政機関及び荒尾支援学校等の関係機関との連携、ホームページ等の活用、市内各所にパンフレットやチラシの配布、行事などを通して事業の周知を行います。
- ・ 定期的な支援会議及び反省会の実施、各種研修会へ参加し、職員のスキルアップ、職員間の連携を図ります。

○児童発達支援、放課後等デイサービス

- ・ 発達に心配のある児童の保護者への子育て支援の充実を図るため、次の事に取り組めます。
 - ① 少なくとも3ヶ月に1度、保護者面談を実施します。
 - ② 荒尾市自立支援懇談会子ども部会において、福祉・保健・教育・医療の各機関や保護者団体等との連携を更に強め、保護者を支えるネットワーク作りに努めます。

○日中一時支援事業

- ・ 障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の休息を目的として、一時的な預かりを行います。

◆法人運営

○香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

- ・ 広報紙、ホームページにより、寄付金を随時受け付けていることをお知らせするとともに、寄付金の使い道についても同時に周知していきます。
- ・ 本会への寄付が「所得控除」または「税額控除」の対象となることも合わせて周知していきます。

○共同募金

- ・ 街頭募金には「くまモン」、若しくは地元タレントを呼んで、市民の募金への関心を高めていきます。
- ・ 赤い羽根共同募金の募金箱設置店を増やしていきます。
- ・ 募金用の資材（くまモンファイル等）を作り、職域等にて多くの方に募金していただくよう取り組みます。
- ・ 企業等がイベントをされる際のイベント募金の募集や、関係団体等のイベント時に募金箱を設置し、募金への声かけを行っていきます。

○福祉センターの指定管理

- ・平成25年度で福祉センター等の指定管理の契約期間が満了となりますが、引き続き指定管理を受けられるよう、事業の充実、市民サービスの向上に取り組んでいきます。

◆市民病院内売店の経営

- ・利用者のニーズにより年末年始営業の拡大を検討していきます。
- ・特売日を設けて、売店の集客を図っていきます。